

第7章 学生の支援体制

【評価基準】

7-1-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、会計大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針7-1-1-2

履修指導においては、適時・継続的に修了に至るまで適切なガイダンスが実施されていること。

【現状説明】及び【自己評価】

[7-1-1 履修指導]について

学生が在学期間中に本大学院の課程の履修に専念できるよう、また教育課程上の成果をあげるために、次のような履修指導を行っている。

①説明会・ガイダンスによる履修指導

1年生は入学当日、2年生にはその前後の日に科目履修等に関する説明会・ガイダンスを行っている。1、2年生とも全員の出席を得ている。

②「演習」を通じた履修指導

「演習」は、財務会計、簿記、管理会計、原価計算、監査、企業法、租税法および経営学の各専任教員がその専門領域について総合的に2年間指導するものであり、必修になっている。(2年間、8単位)

原則として全学生が履修する。より効果的な研究指導を行うために、各専任教員に対して履修生4名前後のクラスで行われる。2012年度より、本人希望を参考にした主任会の調整により演習に所属する学生数は適正になっている。授業開始当初においては、「演習」を通しても学生の履修指導を積極的に行っている。また、演習担当教員は、授業時間外も学生の要望があれば演習履修生の履修指導を行っている。

【評価基準】

7-1-2

各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

解釈指針7-1-2-1(オフィスアワーが設定されている場合のみ)

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

【現状説明】及び【自己評価】

[7-1-2 学習相談、助言体制の整備]について

本研究科の目的および教育課程上の成果を実現するうえで、教員と学生が十分なコミュニケーションを図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備について、次のような施策を行っている。

①オフィスアワーの設定

学生とのコミュニケーションを推進していくために、専任教員全員にオフィスアワーを設定し、学生の教育研究指導、学習相談などに対応している。本年度は、学生側にオフィスアワー制度の存在を周知徹底するだけでなく、時間外の質問・相談なども研究等に支障がないかぎり各教員とも積極的に対応している。今後も継続して、オフィスアワーの拡充とともにこの制度の意義について学生への徹底を行う。

②「演習」を通しての学習相談・助言

「演習」は原則として4名前後の少人数クラスであり、演習担当教員は履修学生の相談者の役割も担っているので、「演習」の授業ではもとより授業外でも個別的相談や助言を積極的に行っている。特に、成績不良者に対しては、演習担当教員が学期末に面談を行い、その結果を教員間で共有することとしている。また、「演習」と「卒業研究」は同じ担当教員にすることにより、それらの連携によって指導の効果を高めている。なお、学生の個別相談などのため、研究室のある6階と7階フロアにそれぞれ「相談コーナー」室が設けてある。

③学生の意見をくみ上げるための制度

学生に対する授業評価の用紙には、意見の自由記入欄がある。下記7-1-3の特別演習講座の拡充や春季講習講座の開設などは、この意見の自由記入欄から窺える学生の要望を受け入れての実施である。

意見の自由記入欄からの要望で多い学生同士の共同学習や意見交換の場として教室の利用については、積極的に教室を開放している。

【今後の課題】

今後は、相談内容を類型化するなど、総合的、体系的な助言体制を構築することも必要であると思われる。また、「演習」での指導を有効に活用できるように、その指導方法についての議論を深める必要がある。

【評価基準】

7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

[7-1-3 学力向上のための施策]について

公認会計士試験・税理士試験などに対応した計算能力を高めるためには、継続的な答案練習が必要である。このために、特別演習講座を課外授業として開講している。また、公認会計士試験・税理士試験などのためには、一日も早い本格的な学習が必要である。このために、新入生の入学前の受講を中心に春季講習も実施している。これらのプログラムは助教の管理のもとで助手が担当しており、助手室には助手がほぼ常駐して学生からの個別相談や質問に応じている。

(1) 特別演習講座

在学生の計算能力を高めるために専任の助手及び外部講師により、年間を通して課外授業として簿記・原価計算・管理会計・財務会計・租税法・消費税法・企業法の講座の特別演習講座を開講している。簿記と原価計算は、正規の授業では不十分になりがちな問題を解く能力や計算のスピードを養成するために答案練習をしている。

2016年度 特別演習講座(2016.4～2017.3)

| 講座名 | 公認会計士試験対策<<2016年度試験対策 2015.4～2015.8の期間分>> | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|--------------|-------------|------|------|------|------|------|------|----------|------------|----------|
| | 早朝答練 財務会計 | 早朝答練 管理会計 | 早朝答練 租税法 | 論文財務 | 論文管理 | 論文監査 | 論文企業 | 論文租税 | 論文経営 | 短答 財務 | 短答 管理監査 | 短答 企業 |
| 講座回数 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 申込者数 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 | 2 |
| 1講義あたり 平均出席数 | 3.3 | 3.8 | 3.0 | 3.7 | 3.7 | 3.8 | 3.7 | 3.7 | 3.7 | | | 2.0 |

| 講座名 | 公認会計士試験対策<<2017年度試験対策:2016.10～2017.3期間分>> | | | | | | | | | | | | 特別演習 | | |
|------|---|--------------|-------------|------|------|----------|------|------|------|------------|----------------|----------|------------|------------|------------|
| | 早朝答練 財務会計 | 早朝答練 管理会計 | 早朝答練 租税法 | 論文財務 | 論文管理 | 論文監 査 | 論文企業 | 論文租税 | 論文選択 | 短答 財務会計 | 短答 管理監 査 | 短答 企業 | 論文式 租税法 | 短答式 企業法 | 論文式 企業法 |
| 講座回数 | 10 | 10 | 6 | 5 | 5 | 3 | 6 | 4 | 3 | | | 5 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|-----|--|--|--|
| 申込者数 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | | | 4 | | | |
| 1講義あたり 平均出席数 | 1.7 | 3.0 | 2.0 | 3.0 | 2.4 | 3.3 | 2.2 | 2.5 | 2.7 | | | 1.8 | | | |

なお、公認会計士試験対策として実施している講座（課外の講座）と本研究科の設置理念ないしカリキュラムとの関係は、次のとおりである。

① 本研究科の教育目標は、結局は、専門的知識を有し、かつ、人格的、資質的にすぐれた人間を育てることにある。そのために必要なカリキュラムを用意している。なお、そうした教育の結果として、公認会計士、税理士等の資格取得者が増加するのを奨励している。それは、こうしたカリキュラムは、試験対策ではなく、専門的知識の教育であるものの、公認会計士試験合格にも大いに、役にたつカリキュラムになっているものと考えているからである。

② 資格の取得上必要となる試験対策のうち計算等の技術の訓練（答案練習、出題の傾向への対策など）は、当研究科の目的ではないのでカリキュラムとして用意していない。他方、当研究科の学生が物理的に効率的に、費用的にもより安価に、そして、当研究科のカリキュラムに定める教育の阻害にならない程度において、そうした計算技術的訓練を受けることができるのであれば、そうした支援は否定されるべきことでなく、むしろ奨励されるべきことである。そこで、カリキュラム外の講座として、試験対策講座（名称は、「特別演習講座」）を設けている。

(2) 春期講習と実力確認統一テスト

① 授業のない春休期間中(2月～3月)に、2015年度入学予定者に対して財務会計及び管理会計の入門のコースを設けて春季講習会を実施した。その目的は、とくに入学予定者に対して簿記の計算能力を高め、入学までに最低限必要な簿記知識の習得のため開設した。この春季講習参加者の入学後の学習意欲や努力は相当に高いことが、その後定期的に行っている統一テストに如実に現れている。

②統一試験の実施

定期的に簿記・会計の統一試験を行ってきた。それにより学生の簿記・会計の能力の現状を把握し、学習指導を行ってきた。とくに統一試験の結果の悪い学生については、演習担当者を通して学習方法の改善や履修科目等の指導を行ってきた。

2015年度入学予定者参加講座(2015.12～2016.1, 2016.3～2016.3)

| 講座名 | 12月開講 | | 3月開講 | |
|----------|-------|------|------|------|
| | 財務会計 | 管理会計 | 財務会計 | 管理会計 |
| | 入門 | 入門 | 入門 | 入門 |
| 講座回数 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 申込者数 | 在学生 | 0 | 0 | 0 |
| | 新入生 | 20 | 20 | 27 |
| | 修了生 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 20 | 20 | 27 |
| 1講義当たり平均 | 11.6 | 11.3 | 18.0 | 20.0 |

【自己評価】

特別演習、春季講習、統一テストなど、各種の教育補助を準備し、提供している。したがって、学生の多様なニーズに応じた学習支援体制の整備に努めていると評価することができる。

【今後の課題】

公認会計士試験受験希望者の減少により出席者数の少ない講座については、税理士試験受験希望者等の学生のニーズを踏まえつつ見直しを検討する。

【評価基準】

7-2 生活支援等

7-2-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7-2-1-1

授業料減免、奨学金等の多様な措置(各会計大学院における奨学金基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等)によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針7-2-1-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

【現状説明】

経済支援

経済支援

(1) 奨学金

本学では、日本学生支援機構奨学金、地方・民間育英団体奨学金の他に、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的とした学内奨学金として、青山学院万代奨学金を貸与している。また、学業成績、人物とも特に優秀と認められる者に学資金を給付するものとして青山学院大学大学院給付奨学金がある。

①貸与奨学金

| 種別 | 利子 | 貸与月額 | 貸与期間 |
|-----------|-----|---------|--------|
| 青山学院万代奨学金 | 無利子 | 85,000円 | 標準修業年限 |

希望者数および採用状況（本研究科専門職学位課程のみ） (人)

| 採用状況 | | 採用者数 | | | |
|------|------|-------------|-------------|-----------|----|
| 年度 | 希望者数 | 日本学生支援機構第一種 | 日本学生支援機構第二種 | 青山学院万代奨学金 | 合計 |
| 2006 | 38 | 15 | 13 | 16 | 44 |
| 2007 | 36 | 16 | 11 | 14 | 41 |
| 2008 | 27 | 15 | 8 | 10 | 33 |
| 2009 | 30 | 15 | 9 | 11 | 35 |
| 2010 | 31 | 13 | 9 | 13 | 35 |
| 2011 | 28 | 21 | 5 | 8 | 34 |
| 2012 | 26 | 17 | 9 | 0 | 26 |
| 2013 | 11 | 8 | 3 | 2 | 13 |
| 2014 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 2015 | 10 | 8 | 3 | 0 | 11 |
| 2016 | 10 | 8 | 4 | 0 | 12 |

(注) 日本学生支援機構第一種と第二種は、重複して受給が可能であるため、採用者数が希望者数を上回っている。なお、日本学生支援機構奨学金と青山学院万代奨学金の重複は不可。

ほぼ2割の学生が貸与を受けており貸与希望者はほぼ全員が採用されている。貸与金額は年間約100万円であるが大学納付金の約6割にとどまり、残り4割と生活費は他で調達しなければならない。なお、日本学生支援機構第一種奨学金の2015年度貸与終了者のうち成績優秀者1名が半額の返還免除候補者として推薦されることとなった。

② 給付奨学金

貸与奨学金の他に、返還の必要がない奨学金を設けている。「青山学院大学経済支援給付奨学金」(支給額：年間学費限度/年額)及び「青山学院スカラーシップ」(支給額：15万円～30万円/年額)があり、経済困窮度及びその他の条件により採用が決定する。2016年度は「青山学院スカラーシップ」に3名が採用された。

③ 青山学院大学学業成績優秀者表彰制度

前年度における学業成績が優秀と認められる者に対して表彰制度を設けている。表彰盾及び副賞として学資金(20万円)が授与される。2016年度は2名が受賞した。

(2) 教育ローン

青山学院と銀行が特別に提携し、無担保・低金利・在学期間中の元金返済据置等、一般の教育ローンより有利な条件を設定した「教育ローン」制度がある。学ぶ意志がありながら、経済的理由により就学を断念することのないよう、在学中の経済的な不安を解消し、勉学に専念できるよう配慮した経済支援制度である。このローンは学生と金融機関の直接的な契約であるため、学生の契約状況については本研究科では把握が困難である。

(3) その他の支援

① 保健管理センター、学生相談センター

本学の保健管理センターでは診療・救急処置・医学的諸検査・各種医療機関の紹介、その他学生の状況に応じて相談業務等を行っており、また、学生相談センターでは専門のカウンセラーが常駐して精神面の相談やケアを行ったり、性格検査等の心理テストを行ったりしている。

② ハラスメント防止委員会

学校法人青山学院の組織としてハラスメント防止委員会が設置されており、学則に基づき本研究からも委員が任命されている。

【自己評価】

前述のような経済支援、健康面のサポート等に鑑みれば、学生支援のための十分な体制を敷いていると考える。

【評価基準】

7-3 障がいのある学生に対する支援

7-3-1

身体に障がいのある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障がいのある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7-3-1-1

身体に障がいのある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。

解釈指針7-3-1-2

身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針7-3-1-3

身体に障がいのある学生に対しては、修学上の支援、実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

【現状説明】

授業は、主に研究科専用棟の16号館で行っているが、施設・設備面では、出入口にはスロープ、自動ドアを設け、建物をバリアフリーにして車椅子の行き来を可能にしており、身障者用のトイレも設置している。また、二基のエレベータにはそれぞれ点字シールを施して館内の環境整備を図っている。現在、会計プロフェッション研究科には障がいを持つ学生は在籍していないが、学部では、障がいを持つ受験生、学生に対する様々な支援を既に行っており、今後会計プロフェッション研究科に障がいを持つ受験生、学生が出願・入学してきた際には、同様の方法により支援体制をとることが可能である。

【自己評価】

支援の例としては、教室内の車椅子用スペース確保、入学試験・定期試験等における問題等の点訳・墨訳と試験時間

の適切な延長、ノートテイクによる授業支援、サポート学生(ボランティア)による授業その他の学生生活支援などを行うことができ、評価基準を満たしていると考ええる。

【評価基準】

7-4 職業支援(キャリア支援)

7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

解釈指針7-4-1-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

【現状説明】

従来、大学院レベルでは就職支援活動は行われていないのが一般的であった。それは、従来の大学院が研究職の育成を目指すものであり、企業等への就職を前提にしていなかったためである。これに対して、本研究科のような専門職大学院は高度な実務家の育成を目指すものであり、専門職大学院と従来の大学院とでは、使命も役割も著しく異なるものである。本研究科で育成を目指しているのは、監査・税務・コンサルティングの分野で活躍する人材、企業・公的機関・公益法人でCFOやCAOとして活躍する人材である。したがって学生をこうした活躍の場に送り出す活動、すなわち、就職支援活動は極めて重要な業務である。また、エクスターンシップ 実施も就職先決定の重要な役割を担っている。

(1) 2016年度の進路状況

法務研究科では弁護士資格の取得を目指して、修了者全員が進路を保留している。これに対して会計プロフェッション研究科の進路は多様である。公認会計士試験等資格取得希望者、現職継続、就職希望者、進学と進路を大きく4つのグループに分けることができる。

2016年度の33名の修了者の進路状況は、資格取得のための進路保留者12名(公認会計士資格取得希望者6名、税理士資格取得希望者4名、USCPA 資格取得希望者2名)、現職継続7名、新規就職3名(監査法人・税理士法人等1名、一般企業2名)、進学者1名、進路未決等が10名であった。

(2) 就職支援活動

学生に対する就職支援活動は、監査法人・会計事務所・税理士事務所、一般企業の2つのパターンに分けて行っている。

① 監査法人・会計事務所・税理士事務所就職希望者への就職支援活動

公認会計士を目指して学習している学生に対しては、主として演習における個別指導を行っている。また、3月に開催しているエクスターンシップ受入先の監査法人・会計事務所のオリエンテーションも、就職先決定の重要な情報源となっている。

② 一般企業就職希望者

第一に、就職支援体制の現状をみると、次のとおりである。

入学時から一般企業への就職を希望する学生が少なからずいることから、これまで、演習による個別指導やガイダンス等を実施してきている。

次に、就職支援のための組織をみると、まず、専門職大学院自体には、専門の就職支援担当者が置かれていない現状にある。そこで、2007年度より本部進路・就職センターに専門職大学院の就職支援を職務に加えてもらっている。このことにより、専門職大学院の学生も、個別相談、求人情報、企業セミナーなどといった就職支援活動を受けることができるようになった。とくに学部学生とは別に、大学院生専門の各種セミナー等を多数開設している。また、オリジナルWebサイト就職支援システムによる求人情報や、内定実績を自宅パソコンからも入手できるようになった。

第二に、専門職大学院特有の現状について触れる。

当研究科は、「一般企業就職希望者」として、次の①のみならず、②の者に対しても、ある程度の支援が必要であると考えている。

- ① 当初から就職を希望しているために、在学中から就職活動を行う者
- ② 在学中及び修了後若干の期間（資格試験の受験勉強のための期間）を経て、（資格試験を断念して）就職活動に転向する者（ここにいう転向者には、公認会計士試験の断念者のほか、税理士試験断念者も含まれる）

特に、問題となるのは、最近における公認会計士試験の合格率が低いことから、前述②の転向組の数が増加しつつあることである。この点では、公認会計士試験合格者の全体数の減少により監査法人等において試験不合格者の採用についても検討されている状況にあることも考慮した対応が考えられる。

【自己評価】

公認会計士試験の合格者に関しては、現在までのところ、その就職状況は、良好であり、まったく問題がない。

一般企業就職者に関しては、まず、入学時からの就職希望者の場合は、ほぼ就職ができています。次に、資格試験の勉強からの転向者の場合も学内の就職支援の利用を促している。これに加えて、修了後での転向者に対しても可能な限り支援を提供したいというのが当研究科の立場である。ただし、修了生の動向については演習担当教員や同窓会組織を通じて把握するよう努めているが、必ずしも十分とはは言えない。

【今後の課題】

① 前述の当研究科による就職等の支援の内容は、評価基準を満たしていると考えられるが、資格の取得を目指して進路を保留している修了生のすべてが資格を取得できるわけではなく、企業への就職を希望することが予想される。今後はこうした修了者の現状把握と積極的な就職支援活動が課題となると思われるが、上述のとおり試験不合格者についても求人があること等、修了後の進路の選択肢の拡大や周知を図っていく必要がある。

② 公認会計士試験あるいは税理士試験における学位取得による科目試験一部免除者に対する就職支援活動も可能な範囲で対応していく必要がある。その際、大学院修了後の選択肢としてリカレントとしての新たな入学方式の導入を進めており、同窓会組織を通じて修了生への情報発信を行っている。